



はじめに

○包括的維持管理業務については、平成21年度に宮下土木事務所管内で「中山間地域道路等維持補修業務委託モデル事業」として試行導入して以降、地域の実情に応じて導入してきた。

○この間、H29.3ふくしま建設業振興プランで「共同受注方式の拡充に努める」とし、さらにR4.3第2次ふくしま建設業振興プランでは「地域の実情に応じた対応を行う」としてきた。

○今後、建設業就業者の減少及び高齢化の進行等により、維持管理業務の実施に支障を来す恐れがあることから、土木部が発注者として危機意識を持って、持続可能な維持管理体制を構築していく必要がある。

○このため、「福島県公共土木施設維持管理業務に係る基本的な方向性について」を定めるものである。

○包括的維持管理とは

道路・河川・除雪等、複数の維持管理系業務や路河川を包括し、一つの業務にまとめて発注するもの。

○包括委託導入経緯（～令和6年度まで）

- H21 宮下土木
- H23 あぶくま高原道路
- H25 会津縦貫北道路
- H27 石川土木
- H28 県中建設（一部除く）
- H30 須賀川土木
- R4 二本松土木（二本松市のみ）

第2次ふくしま建設業振興プラン（抜粋）

基本目標Ⅲ 地域の守り手としての役割を
持続的に担うことのできる環境づくり

目標① 維持管理・災害対応等を持続的に担う
ことができる制度・体制づくりに取り組みます。

(1) 包括的維持管理の深化・拡充

建設業が地域の守り手として、地域の維持管理や除雪、災害対応などを持続的に担っていくことができるよう、また、より主体的にその役割を担うことでサービス向上や建設業の振興にも繋がるよう、包括的維持管理について、導入済地区においては、実績を踏まえながら深化（契約方法、MMR導入等）や拡充（工種・エリアの拡大等）を図ります。未導入地区においては、制度内容の周知や関係機関との意見交換会を継続し、地域の実情に応じた対応を行います。

代表指標	R7目標値	R12目標値
導入地区数	6地区	8地区



福島県公共土木施設維持管理業務に係る基本的な方向性について

福島県土木部
建設産業室

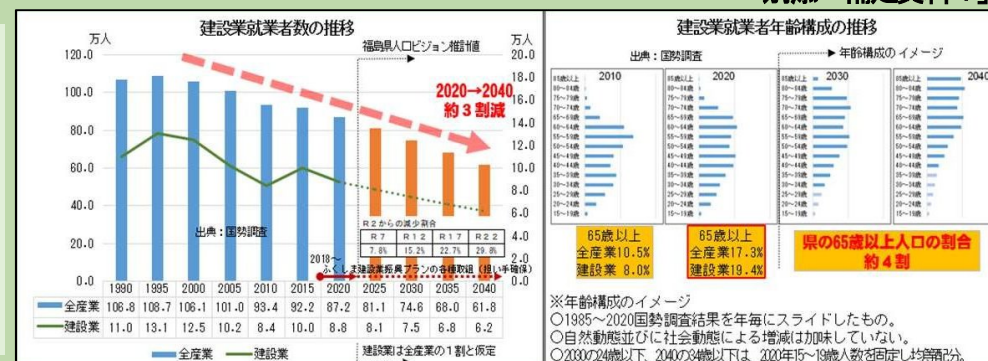
《背景・課題》

○建設業就業者の減少

福島県人口ビジョン（R1更新版）の就業者数推計値によると、2040年には2020年比で約3割減と推測されている。また、2020年65歳以上の割合は建設業19.4%であり、全産業より高齢化が進行している。

2018年から担い手確保への様々な取組を進めているところではあるが、2030年以降、県人口の約4割が65歳以上になると推計されており、労働力の低下を見据えた体制づくりを進める必要がある。

別添「補足資料1」



○作業体制の強化

別添「補足資料2」

維持管理や近年の激甚化してきている自然災害への初動対応において、個々の維持管理業務受注者だけでは対応が困難となる事例が発生してきていることから、複数業者による協力体制を構築する必要がある。



○日常的な維持管理

県が管理する道路・河川等公共土木施設については、日常的に“住民の利便性維持・向上”と“安全・安心の確保”に努める必要がある。



○福島県建設業産学官連携協議会での意見

福島県建設業産学官連携協議会の幹事会やワーキンググループにおいて、学識経験者委員から、包括的維持管理業務導入による体制強化を図るべきとの意見が出ている。





《当面の取組み》

広域的・包括的な維持管理体制構築に向け、各エリアの建設業者※¹へ県の基本的な方向性を説明し、令和12年度※²の導入を目途とし準備を進める。ただし、エリアによっては作業員の高齢化や担い手不足の進行スピードが早いことから、導入時期を前倒しするなど地域の実情に応じた対応を順次進める。

なお、包括的維持管理業務委託の発注にあたっては、該当エリアに精通し、必要とする人員や機材を有する者（事業協同組合又は共同企業体）を公募し、プロポーザル等により競争性を確保した上で選定する。

※¹ 建設業者とは、各エリア内の全ての福島県建設工事等請負有資格業者を指す。

※² 第2次ふくしま建設業振興プランの計画年次（R4～R12）であり、また、県65歳以上人口の割合が約4割となり、労働力低下が危惧されることから令和12年度とした。



【詳細はP4エリア図による】

《段階的な移行》

別添「補足資料3」

包括的維持管理業務を導入後、概ね3年～5年程度で順次、メンテナンスマネージャー（MMR）と性能規定による業務マネジメントへ移行する。

《目指すべき県の維持管理体制》

県内各地域で導入した包括的維持管理業務において、MMRが作業計画を立案、作業員や機材等を機動的に配置することで、効率的な性能規定の維持管理を展開する。

《将来展望》

市町村が管理する道路・河川等を含めた包括的維持管理への拡大

地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）への展開

○メンテナンスマネージャー（MMR）とは

維持・修繕に関する日常的管理や、保全計画の立案等ができる主任技術者。

○性能規定とは

受注者の創意工夫や施工ノウハウを活用し、業務効率化を図るもの。

○MMRと性能規定の効果

宮下土木で先行して試行導入した結果、効率的に業務を行っており、全県的に展開していくことが期待されている。

○群マネとは

複数・多分野のインフラを群として捉え、更新・新設も組み合わせた検討により、効率的・効果的にマネジメントし、地域に必要なインフラの機能・性能を維持する考え方。

（出典：国土交通省）



県が考える包括的維持管理業務エリア図

《公共土木施設の管理単位である土木事務所毎にエリアを設定》



《試行導入状況（R6年度時点）》

地域（○）

二本松土木管内（二本松市域のみ）、
県中建設管内（一部を除く）、
須賀川土木管内、石川土木管内、宮下土木管内
路線（—）

あぶくま高原道路、会津縦貫北道路

《備考》

- 1 エリア内で部分的な試行導入を進める場合に
あっても、エリア全体への拡大を進める。
- 2 高規格道路や集中監視対象路線についても導入
を検討する。

導入済みエリア

※令和6年度時点

未導入エリア

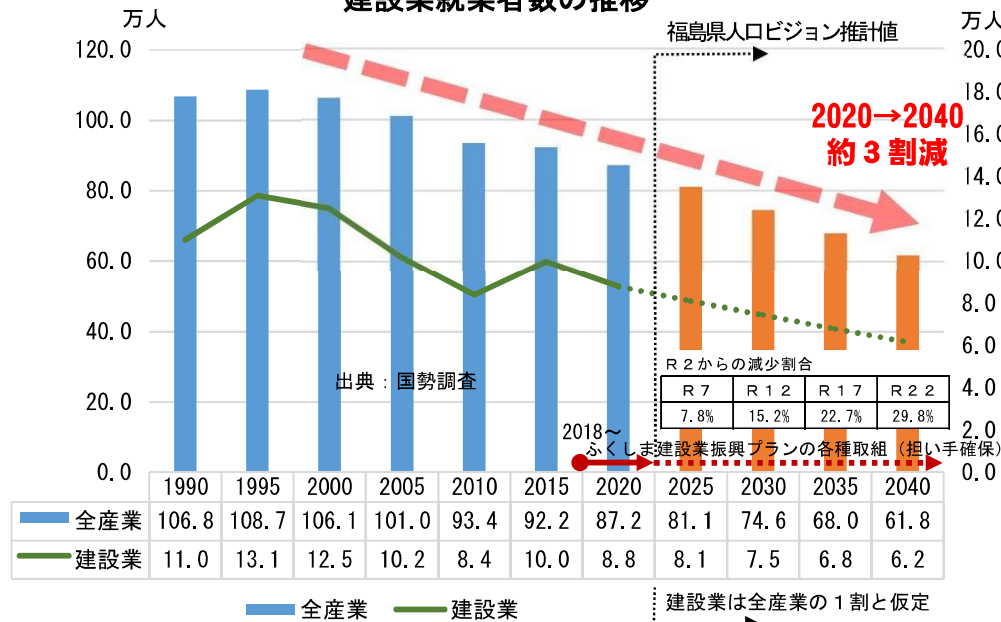
ロードマップ

R7	R8	R9	R10	R11	R12
方部毎に有資格者に対し基本的方向性を説明		意見・要望等を聞き取りながら、継続して業務改善に努める			
建設事務所・土木事務所毎に、有資格者を対象に作業員の高齢化や担い手確保の状況等、地域の実情を聞き取りながら、包括的維持管理業務の導入時期を慎重に検討する。					

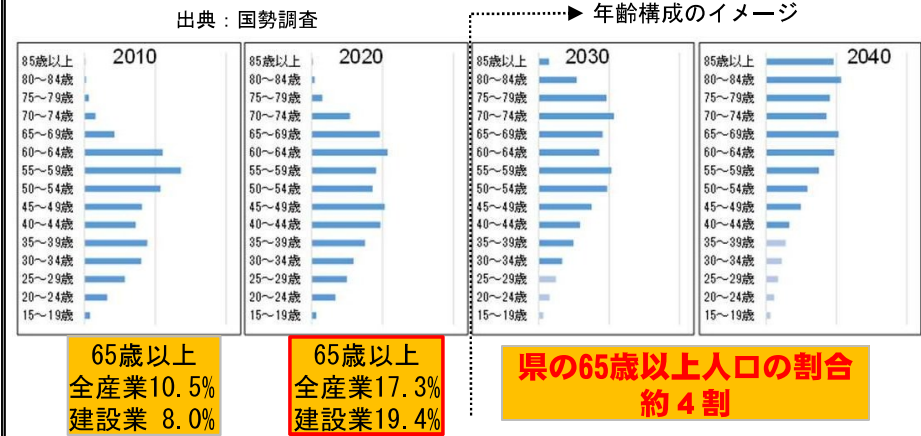
建設業就業者の推移

補足資料1

建設業就業者数の推移



建設業就業者年齢構成の推移



※年齢構成のイメージ

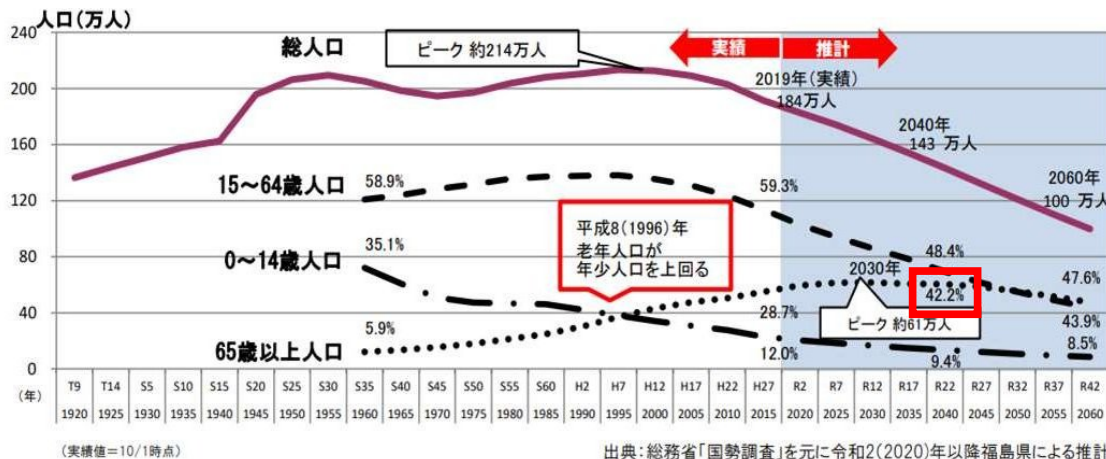
○1985～2020国勢調査結果を年毎にスライドしたもの。

○自然動態並びに社会動態による増減は加味していない。

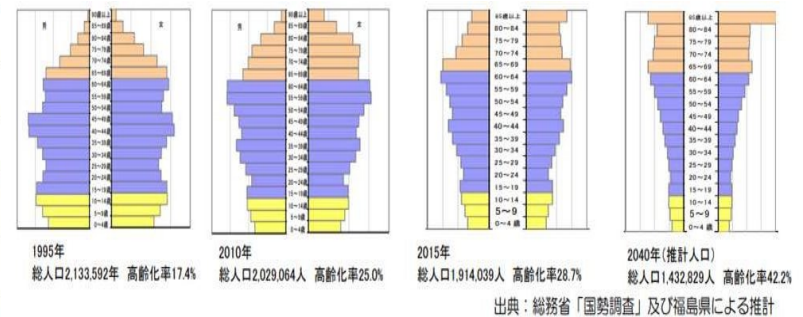
○2030の24歳以下、2040の34歳以下は、2020年15～19歳人数を固定し均等配分。

《参考》福島県人口ビジョンでは、2040年人口を143万人、65歳以上人口42.2%と推計。

福島県の人口推計 【出典：福島県人口ビジョン】



福島県の人口ピラミッド 【出典：福島県人口ビジョン】



「作業体制の強化」の必要性

補足資料2

包括的維持管理業務による対応事例1

維持補修作業が必要となった箇所において、作業量が多い場合や緊急を要する場合などでは、包括的維持管理業務委託を受注していた協同組合が作業人員について調整し、組合員が連携し作業にあたったことで速やかな対応に繋がっている。



包括的維持管理業務による対応事例2

台風に伴う豪雨により堤防が決壊したため、初動対応として河川堤防の応急対応を行う必要が生じた。

包括的維持管理業務委託を受注していた協同組合では、応急工事の規模から複数の組合員が連携して対応する必要があると判断し、大型土のうの製作・運搬・据付を分担し対応にあたった。

結果、迅速な応急復旧に繋がった。



受注者1者では対応が困難であった事例

緊急に対応が必要な箇所において、当該箇所の維持管理業務受注者では人員・機材が足りず対応が困難であったことから、他の維持管理業務受注者と連絡・調整した結果、別区域担当の受注者が駆け付け対応にあたった。



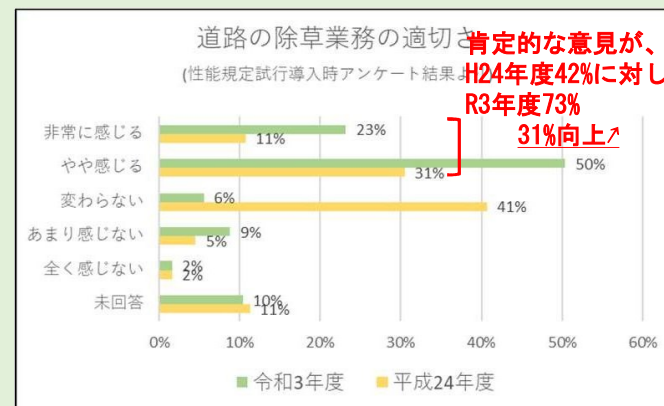
視認性確保のため緊急に樹木伐採が必要となった事例



豪雨による被災箇所では緊急に対応が必要となった事例

【好事例1】住民にとってのメリット

性能規定試行導入検証にあたりアンケート調査（125人）を実施したところ、従前と比較し性能規定導入後の方が、道路除草業務の適切さを「非常に感じる」「やや感じる」といった肯定的な意見が42%から73%に向上している。
これは、性能規定が除草機械や除草回数等を業者の創意工夫により自由度を持たせていることから、道路利用者からは「支障とならないよう適切なタイミングで除草され快適に走行できる」といった意見を頂いている。



【好事例2】作業員にとってのメリット

性能規定を道路除草（R252除く）に導入したことにより、受注者側が施工方法や時期を創意工夫しながら実施できるものとなり、自由度が高まったことから、作業員の身体的負担軽減や夏場の作業時間軽減により、作業の効率化が図られた。

また、MMR（メンテナンスマネージャー）を導入したことにより、発注者との連絡調整が円滑になり、事務の効率化が図られた。



【好事例3】受注者にとってのメリット

令和2年度より性能規定、令和3年度よりMMR（メンテナンスマネージャー）を導入したことにより、実績額に対する利益率が導入前の1%から約3～5%に向上している。

包括的維持管理の導入、さらに性能規定とMMRを導入することにより、協同組合並びに組合員の経営力強化が期待できる。

